例政令第三条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）		
私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項（特例政令第六条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十四年四月以降に生じた事態について同項に規定する口蹄疫特例措置対象共済組合員（特例政令第四条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象自衛官等の被扶養者を含む。）であつて次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象国共済組合員
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六の五第一項（特例政令第四条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十四年四月以降に生じた事態について同項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」という。）であつて次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条の三第一項及び第二項（特例政令第一条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十四年四月以降に生じた事態について同項に規定する口蹄疫特例措置対象健保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。）であつて次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項（特例政令第一条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次条第一項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十四年四月以降に生じた事態について同項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（以下この項において「特例政令日雇特例被保険者等」という。）であつて次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等

船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第二条第一項及び第二項（特例政令第二条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次の各号に掲げる者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十四年四月以降に生じた事態について同項に規定する口蹄疫特例措置対象船保険者（以下この項において「特定口蹄疫特例措置対象船保険者」という。）であつて次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船保険者
国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の三第一項及び第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	国民健康保険の世帯主等と	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十四年四月以降に生じた事態について同項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。）である者と
	国民健康保険の世帯主等及び	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び
	被保険者が	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が

（特例政令第五条第四項の介護合算算定基準額に関する読替え）

第三条　特例政令第五条第四項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項（特例政令第八条第四項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定を準用する場合においては、同令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第七項に規定する者であって、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第七条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

2　第一条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三第二項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

○外務省令第十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

外務大臣　松本　剛明

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。